

平成25年度

葬斎場管理事業

事務事業 評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	市民福祉部 環境課		担当者	橋口 堅		
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律					
事業の種類	<input type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業		<input checked="" type="checkbox"/> 施設管理		<input type="checkbox"/> 内部管理	
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり		施策	環境対策の充実		
			小施策	葬斎場・墓地環境の整備		
一体化躍動プラン						
重点施策						
予算科目等	会計	一般会計				
	款	衛生費	項	保険衛生費	目 葬斎費	
	事項	葬斎場管理費		細事項	葬斎場管理費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	葬斎場の維持管理を行う。				
	対象 (誰を、何を対象とする事業か)	川内葬斎場やすらぎ苑、上甌島葬斎場、下甌島葬斎場、鹿島葬斎場				
	手段 (市がどのような活動をするか)	指定管理代行による維持管理				
	意図 (どのような目的で事業を行うか)	適切な施設の維持管理により適切な火葬業務を行う。				
	事業開始年度	平成16年度				
			指標名	目標値	目標年度	
	活動指標		火葬件数	-	-	
成果指標		-	-	-		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	42,199	42,574	42,667	42,546	42,546
	普通旅費	7	0	0	0	0
	需用費	44	5	36	36	36
	委託料	39,891	39,744	40,015	40,015	40,015
	備品購入費(消火器)	0	0	121	0	0
	負担金(火葬料差額負担金:さつま町葬斎場分)	2,140	2,660	2,300	2,300	2,300
	補助金	117	165	195	195	195
	火葬料差額補助金(その他市外)	117	165	195	195	195
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他	8,725	8,386	6,060	6,060	6,060
	一般財源	33,474	34,188	36,607	36,486	36,486
	要員配置状況	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
嘱託員						
臨時職員等						
活動実績・計画	1,234件	1,138件	1,100件	1,100件	1,100件	
成果指標の推移	-	-	-	-	-	
特筆すべき事項等	<p>火葬施設については長期稼働により老朽化が激しく平成25年度長寿命化計画を策定し延命化策を検討する予定である。</p> <p>甌島地域においては、葬斎場敷地の一部に地盤沈下が進んでいることや、上甌島葬斎場は火葬炉が2炉、下甌島葬斎場及び鹿島葬斎場は1炉しかないため故障時の対応が心配されることから、将来に向けた施設の在り方について検討する予定である。</p> <p>川内葬斎場やすらぎ苑(昭和60年稼働) 上甌島葬斎場(昭和58年稼働) 下甌島葬斎場(昭和53年稼働) 鹿島葬斎場(平成2年稼働)</p>					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) 指定管理代行による維持管理は安定した運営となっている。
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 全国では、民間でも火葬場の運営は実施されているが、本市の場合、市内の火葬料は5,000円(1体:満13歳以上)で、年間の歳入8百万円、対する維持管理経費は、約4千万円のため、民間が実施する場合3万円前後の火葬料設定となり、他市の市外料金(2万円前後)よりも高く設定することになるため、本市の場合は、市が火葬場を運営し、市外料金の差額を助成したほうが市民の負担を考えれば妥当と考えている。
効率性	事業費の削減余地 <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地がある <input type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 甕島地域においては、藺牟田瀬戸架橋の開通後において、火葬施設の統合を図ることにより人件費を含めた維持管理経費の削減が図られると考えている。
	要員配置の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 必要最低限の要員で実施しており、削減の余地はない。
有効性	成果の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由) 適切な火葬業務が図られていると考えている。
	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 余地がかなりある <input type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) 現在の運営においては、成果の余地はないと考えている。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 火葬は、市民生活において重要な人の死を弔うための行為である葬儀の一部であり、公衆衛生上適切に行う必要があることから今後も市が責任をもって実施する必要がある。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 老朽化した施設の延命化を図るほか、甕島地域においては将来的に施設の統合を検討する。
外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

市の火葬施設の状況

H25. 6. 25環境課作成

区 分		川内葬斎場やすらぎ苑	上甌島葬斎場	下甌島葬斎場	鹿島葬斎場
位 置		国分寺町	里町里	下甌町青瀬	鹿島町藺牟田
開設年月		S60年4月～	S58年4月～	S53年4月～	平成2年4月～
施設概要		火葬炉5基	火葬炉2基	火葬炉1基	火葬炉1基
H24指定 管理者		(株) 誠建設	里葬祭	西葬儀社	鹿島地区 コミュニティ協議会
委託 契約 額	22 年度	28,387,901円	4,565,126円	2,923,067円	1,883,186円
	23 年度	30,854,124円	4,292,193円	2,938,182円	1,806,075円
	24 年度	29,831,754円	4,710,358円	3,264,055円	1,937,949円
火葬 件数	22 年度	1,088件	47件	47件	19件
	23 年度	1,139件	49件	28件	18件
	24 年度	1,043件	50件	36件	9件
火葬 料等 収入	22 年度	7,036,610円	270,000円	235,500円	95,000円
	23 年度	7,584,740円	265,000円	160,000円	90,000円
	24 年度	7,141,040円	250,000円	180,000円	56,120円
開 場 時間等		(1)開場時間 午前8時30分から午後5時まで(通夜室及び安置室を除く。) (2)休場日 1月1日			

名 称	内 容			
使用料	1 火葬料			
			使用料	
	区分	単位	死亡者(死産児の場合は母, 改葬骨及び産汚物類の場合は使用者)の住所が本市にある場合	死亡者(死産児の場合は母, 改葬骨及び産汚物類の場合は使用者)の住所が本市にない場合
	満13歳以上の者	1体	5,000円	25,000円
	満13歳未満の者	1体	3,000円	20,000円
	死産児	1胎	1,500円	10,000円
	改葬骨	1棺	1,500円	10,000円
	産汚物類	5kg以内	500円 (超過重量は, 1kg当たり100円)	1,300円 (超過重量は, 1kg当たり200円)
	2 川内葬斎場やすらぎ苑の斎場等施設使用料			
			使用料	
	区分	使用時間	死亡者(年忌等の場合は使用者)の住所が本市にある場合	死亡者(年忌等の場合は使用者)の住所が本市にない場合
	斎場	3時間以内	5,150円 (超過時間は, 1時間当たり510円)	10,300円 (超過時間は, 1時間当たり1,030円)
	通夜室	24時間以内	10,300円 (超過時間は, 1時間当たり1,030円)	20,600円 (超過時間は, 1時間当たり2,060円)
	3 薩摩川内市鹿島葬斎場の斎場施設使用料			
			使用料	
	区分	使用時間	死亡者(年忌等の場合は使用者)の住所が本市にある場合	死亡者(年忌等の場合は使用者)の住所が本市にない場合
	斎場	3時間以内	2,780円 (超過時間は, 1時間当たり270円)	5,560円 (超過時間は, 1時間当たり550円)
	4 その他斎場施設の使用料			
	区分	単位	使用料	
	自動販売機の設置	1台につき月額	月間売上額の100分の5相当額	
	備考 超過時間の計算において, 1時間未満の時間は, 1時間とみなす。			

所管部課名	市民福祉部 環境課		担当者	橋口 堅				
事務事業名	葬斎場管理事業							
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例:薩摩川内市火葬料差額助成金交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	195千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	195千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	補助の交付額			-	-			
成果指標②								
補助対象者	特別な事情により、市外の葬斎場で火葬を行なった市民							
補助対象経費	市外の葬斎場において火葬が行われた場合の市外火葬料							
補助対象事業・活動の内容	火葬業務							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	火葬料について、本市の市内料金と他市町村の市外料金の差額							
補助金額又は補助率の積算方法	他市町村の葬斎場の市外火葬料 - 薩摩川内市市内火葬料 = 助成金(上限15,000円)							
補助を受ける 過去3カ年の事業(団体)等の 決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
	市補助金							
	(前年度繰越金)							
	計					0		
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
		計	0		0		0	
	支出計/前年度支出計							
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数								
成果指標の推移①								
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	①特になし ②特になし ③該当なし ④該当なし ⑤該当者に個別に紹介している。 ⑥特になし ⑦全国では、民間でも火葬場の運営は実施されているが、本市の場合、市内の火葬料は5,000円(1体:満13歳以上)で、年間の歳入8百万円、対する維持管理経費は、約4千万円のため、民間が実施する場合3万円前後の火葬料設定となり、他市の市外料金(2万円前後)よりも高く設定することになるため、本市の場合は、市が火葬場を運営し、市外料金の差額を支出したほうが市民の負担を考えれば妥当と考えている。							

別紙参照

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	火葬は、親族の間で行われる行事として市民生活の中で誰もが執り行う可能性があり、その火葬料の公平性を保つことは公益性があると考えている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	火葬料は、本市においても他市においても市外の利用者に対して高めに設定しているが、市外の葬斎場で火葬を行うことは、故人が生前入院していた病院の場所や、親族の住所などやむを得ない状況があることから、行政が市民の公平な火葬料の負担のための助成を行うことの必要性は十分あると思われる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	助成制度により、やむを得ない事情による市外火葬について、市内料金と同等の火葬料の負担となっている。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市外での火葬は市で実施出来ない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	本市の市内火葬料金を基準に助成している。なお、上限額を設定することにより過度な助成とはなっていない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	市外料金が設定される限り、半永続的な助成制度と考えている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	火葬業務は、必要不可欠な業務である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	差額助成以外に適当な政策手段は今のところ考えられない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	特別な事情による市外での火葬に対する火葬料の公平な市民負担を行うため公費を充てることは妥当だと考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 特別な事情による市外での火葬料金に対する助成により、市民の公平な火葬料の負担の観点から今後も現状のまま継続したいと考えている。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 上限額については、さつま町の市外料金と、本市の市内料金の差額を基準に設定されているため、さつま町の市外料金が改定された場合は、上限額の改定を検討する必要があると考えている。

火葬料差額助成の状況

H25. 6. 25環境課作成

1 火葬料差額助成金交付要綱の概要について

(1) 目的	地的事情や特別な事情により、本市内の葬斎場において火葬が行われず、市外の葬斎場において火葬が行われた場合の火葬料に対し市民の負担の軽減を図るため。
(2) 要件	①本市市民(本市に住所を有する者)が死亡した場合 ②本市市民が胎児を死産した場合 ③本市市民が墓地又は納骨堂の遺骨を改葬した場合
(3) 対象	①死亡又は死産に伴う火葬の場合 当該火葬の許可を申請した者 ②改葬に伴う火葬の場合 当該改葬の許可を申請した者
(4) 助成	市外火葬料のうち、当該市外火葬料が市内火葬料を上回る場合の差額とする。ただし、1件につき1万5,000円を限度とする。
(5) 留意事項	<p>※さつま町との取り扱い</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【さつま町との取扱】</p> <p>申請者 さつま町</p> <p>① 薩摩川内市で支払</p> <p>② さつま町の町外料金を支払</p> <p>薩摩川内市</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【通常】</p> <p>申請者 ①支払 市外葬斎場</p> <p>② 差額を申請</p> <p>③ 差額助成</p> <p>薩摩川内市</p> </div> </div> <p>※ 通常は、申請者が火葬料を支払った後、薩摩川内市に対し助成金の交付を受けるが、さつま町の火葬場での火葬の場合は、入来、祁答院地域の市民は、薩摩川内市の市内火葬料金を市へ支払い、市が町外料金をさつま町に納めている。</p>

2 火葬料差額助成金の実績

(1) さつま町以外 火葬を行った市民に補助金で支出

(単位: 件、円)

火葬場の 所在市町村名	H22		H23		H24		計	
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
福岡県飯塚市			1	15,000			1	15,000
鹿児島市	4	33,900	3	12,000	1	15,000	8	60,900
いちき串木野市	8	116,000	4	60,000	8	120,000	20	296,000
始良市	1	15,000	2	30,000	1	15,000	4	60,000
さつま町					1	15,000	1	15,000
計	13	164,900	10	117,000	11	165,000	34	446,900

(2) さつま町 火葬実績に対し薩摩川内市がさつま町に負担金で支出

(単位: 件、円)

火葬場の 所在市町村名	H22		H23		H24		計	
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	補助金額
さつま町	88	1,750,000	107	2,140,000	133	2,660,000	328	6,550,000

薩摩川内市火葬料差額助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、火葬料差額助成金(以下「助成金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、地域的事情や特別な事情により、本市内の葬斎場において火葬が行われず、市外の葬斎場において火葬が行われた場合の火葬料に係る市民の負担の軽減を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的に、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内火葬料 薩摩川内市葬斎場条例(平成16年薩摩川内市条例第169号)別表で定められている市民に適用する火葬料(産汚物類を除く。)をいう。
- (2) 市外火葬料 市外に存する葬斎場が定めている管轄外住民に適用する火葬料(産汚物類を除く。)をいう。

(助成の要件)

第4条 助成の対象は、次の各号のいずれかに該当する場合における火葬とする。

- (1) 本市市民(本市に住所を有する者(市長が公益上その他特に必要と認める者を含む。)をいう。以下同じ。)が死亡した場合
- (2) 本市市民が胎児を死産した場合
- (3) 本市市民が墓地又は納骨堂の遺骨を改葬した場合

(助成対象者)

第5条 助成金の助成を受けることができる対象者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 死亡又は死産に伴う火葬の場合 当該火葬の許可を申請した者
- (2) 改葬に伴う火葬の場合 当該改葬の許可を申請した者

(助成対象経費)

第6条 助成の対象とする経費は、第4条各号に規定する場合の火葬に係る市外火葬料とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、前条の市外火葬料のうち、当該市外火葬料が市内火葬料を上回る場合の差額とする。ただし、1件につき1万5,000円を限度とする。

(交付の基準)

第8条 助成金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを行わない。

- (1) 第4条から前条までに規定する要件等を満たさない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、助成金を交付することが適当でないと認める場合

(助成金の交付申請)

第9条 助成対象者は、第7条に規定する助成金の交付を受けようとするときは、火葬料差額助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市外の葬斎場において火葬を行ったこと及び市外火葬料を支払ったことを証する書面を添えて、火葬を行った日の翌日から起算して6箇月以内に市長

に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、火葬料差額助成金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、当該助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成対象者は、決定通知書を受理したときは、市長の指示するところにより、当該助成金の交付を請求することができる。

(調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、助成対象者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成対象者が虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けていると認めるとき、又はこの告示に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(成果)

第14条 この助成金の交付を通じて得ようとする成果は、地域的事情等にかかわらず、火葬に係る公平な市民サービスを提供することとする。

(見直しの期間)

第15条 助成金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、2年とする。

(効果の測定)

第16条 助成金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、市内葬斎場使用実績及び助成実績の動向等を指標に用いて測定するものとする。

(助成金の交付を受けた者の責務)

第17条 助成金の交付を受けた者は、本市の環境政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成19年3月28日告示第131号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。